

岐阜県で狩猟をされる狩猟者の皆さまへ

## シカ・イノシシの狩猟期間延長のお知らせ

平成28年度より、シカ・イノシシの狩猟に限り狩猟期間が延長（前倒し）されます。

～平成27年度 11月15日から3月15日まで

**平成28年度～ 11月1日から3月15日まで**ただし、延長期間中は使用できる猟具等に制限がありますので、下表をよく読んで適正な狩猟を心掛けていただきますようお願いします。

### 【銃猟】

期 間	鳥獣保護区	休猟区	特定猟具使用禁止区域（銃）	その他可猟区
11月1日～11月14日	×	止めさしのみ ○	×	止めさしのみ ○
11月15日～2月15日	×	○	×	○
2月16日～3月15日	×	○	×	○

### 【わな猟】

期 間	鳥獣保護区	休猟区	特定猟具使用禁止区域（銃）	その他可猟区
11月1日～11月14日	×	条件付○	条件付○	条件付○
11月15日～2月15日	×	条件付○	○	○
2月16日～3月15日	×	条件付○	条件付○	条件付○

※「条件付○」とは？

- ・わな猟のうち「はこわな」については、ツキノワグマが抜け出せる脱出口付きであること

シカ・イノシシ以外の狩猟鳥獣の狩猟については、これまで通り11月15日～2月15日までです。

また、養老郡養老町、海津市、大垣市上石津地区でのくくりわな径制限の解除は廃止され、全県下においてくくりわなの径は12cmに制限されますのでご注意ください。

銃器の使用に当たっては、入山者に注意するとともに、希少鳥獣の繁殖への配慮にご協力をお願いします。

→→登録受付期間の変更について（裏面）→→

## **※狩猟者登録受付期間の変更について**

狩猟期間の一部延長に伴い、狩猟者登録の受付期間についても下記のとおりとなりますのでご注意ください。

～平成27年度 10月1日から3月15日（狩猟期間終了日）まで



**平成28年度～ 9月16日から3月15日（狩猟期間終了日）まで**

狩猟者登録については、お住まいの住所地を所管する県事務所（岐阜地域にあっては岐阜地域環境室）に提出してください。

※県外在住の方の岐阜県への狩猟者登録については、岐阜県猟友会へ提出してください。

詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

### **【問い合わせ先】**

岐阜県庁6階 環境生活部自然環境保全課

TEL : 058-272-1111（内線2701）

FAX : 058-278-2610

Mail : c11265@pref.gifu.lg.jp